2　合併までの経緯

	合併市町 （合併関係市町村数）	平成13年度	平成14年度												平成15年度											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	いなべ市 （4町）	任意協設置 13/10/3 重点支援地域指定 13/10/25 法定協移行（3月・東員町を除く）	法定協設置 4/1									合併調印 1/24	市町村議決 1/30 申請 1/31	県議会議決 （追） 3/12 決定 3/26	告示 4/11								合併 12/1			
2	亀山市 （5町）	重点支援地域指定 13/11/21 重点支援地域指定変更 14/1/8	任意協設置 4/1												法定協設置 4/1		磯部町追加 6/16 重点支援地域指定 6/19								合併調印 2/10 市町村議決 2/13 申請 2/19	県議会議決 （追） 3/19 決定 3/29
3	伊賀市 （6市町村）	任意協設置 13/2/13 重点支援地域指定 13/5/28			名張市が加入 6/4								名張市住民投票2/9	法定協移行（名張市を除く）	法定協設置 4/1									合併調印 1/26		市町村議決 3/12～26 申請 4/6
4	桑名市 （3市町）	任意協設置 14/2/4 重点支援地域指定 14/3/19							木曽岬町・東員町が離脱 10/4				法定協設置 2/1													
5	松阪市 （5市町）		任意協設置 4/1 嬉野町が加入 4/16	重点支援地域指定 5/16											法定協設置 4/1										合併調印 2/19	市町村議決 3/18
6	亀山市 （2市町）									研究会設置 11/25	重点支援地域指定 12/6				法定協設置 4/1											
7	四日市市 （2市町）																	任意協設置・重点支援地域指定 7/4			法定協設置 10/1					
8	大紀町 （3町村）																		重点支援地域指定 8/18	任意協設置 9/1					法定協設置 2/4	
9	南伊勢町 （2町）	研究会設置 12/4												研究会解散 3/31					任意協設置・重点支援地域指定 8/11								
10	紀北町 （2町）																				重点支援地域指定 10/29					
11	伊勢市 （4市町村）						任意協設置 8/16 重点支援地域指定 8/21													法定協設置否決（小俣） 9/25						法定協設置 3/1
12	鈴鹿市 （2市町）																									
13	津市 （10市町村）	任意協設置 14/2/13	嬉野町・美杉村が加入 4/22 重点支援地域指定 4/25								法定協移行（嬉野町・美杉村を除く）	法定協設置 1/1			美杉村追加加入 4/1 重点支援地域指定変更 4/10											
14	多気町 （2町村）																									
15	紀宝町 （2町村）																						準備会設置 12/1	重点支援地域指定 1/9		
16	大台町 （2町村）																									

【参考】

合併手続きの概要　法定合併協議会の設置 → 建設計画等の協議 → 合併協定調印 → 市町村議会の議決 → 県への合併申請 → 国との市制協議 → 県議会議決 → 知事決定処分